



## 全社協・地域福祉部 News File No.40

令和2年9月15日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部/全国ボランティア活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

### 今号のトピック

#### 未来の豊かな“つながり”アクション

- ぴんぴんドリル（脳トレクイズ）の配布  
（岐阜県・七宗町社会福祉協議会）
- 在宅生活応援！新しい生活様式 知恵と工夫の SHARE プロジェクト  
（大阪府・大阪市東成区社会福祉協議会）
- 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」オンラインサロン part2のご案内  
～新型コロナウイルス感染拡大下における ICT を活用したつながりづくり～

#### 全社協からのお知らせ

- 全社協「社会福祉を支える皆様へ」（ビデオメッセージ）の配信開始
- 地域福祉推進委員会「第2回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」（令和2年9月14日）
- 厚生労働省受託事業「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」の第1回運営委員会（令和2年9月8日）

#### 制度・施策等の動向

- 厚生労働省「社会福祉法人指導監査実施要綱の改正」（施行日：令和2年9月11日）
- 厚生労働省「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」（令和2年9月11日）
- 厚生労働省「社会福祉法人会計基準の改正」（令和2年9月11日）
- 厚生労働省「会計監査及び専門家による支援等のQ&A」（令和2年9月11日）
- 厚生労働省「社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業（案）」に関するパブリックコメント（締切：令和2年10月8日）
- 厚生労働省「第185回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年9月14日）

#### 情報提供・ご案内

- 全社協出版部「月刊福祉 10月号（特集：SDGs は福祉に何をもたらすか）」のご案内

##### <配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

##### <<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp) までご応募ください。

### ぴんぴんどリル（脳トレクイズ）の配布

（岐阜県・七宗町社会福祉協議会）

七宗町社会福祉協議会では、「ぴんぴんどリル」の配布を行っています。ぴんぴんどリルには、簡単な脳トレクイズなどが記載されています。地区単位で行っているサロンや社協が高齢者を集めて行っているサロン・茶話会の参加者、あるいは、希望する方に配布しています。

これ以外にも、社協職員やサロンスタッフが高齢者宅を訪問してドリルを配布することで、住民の安否確認や様子伺いもつながっています。サロンのメンバーやドリルの利用者からは「頭の体操になって良い」「第2号はまだか」などの問い合わせがあるほど好評です。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## 在宅生活応援！新しい生活様式 知恵と工夫の SHARE プロジェクト

(大阪府・大阪市東成区社会福祉協議会)

大阪市東成区社会福祉協議会では、新しい生活様式を踏まえた知恵や工夫にかかる区民のエピソードをホームページ上で Share（共有）することで、情報を見た方が参考にしたり、つながりを感じることで安心感を得られたりすることを目的として「在宅生活応援！新しい生活様式 知恵と工夫の SHARE プロジェクト」を6月1日から実施しています。

「年賀状だけのつながりだった無沙汰している友達に電話をしています(^^)5人の孫達に会えないのは寂しいですが、メールでガマン」、「ジャングルジム、三輪車、ベビーバスをベランダに移動して、屋外で遊ぶ気分を味わっています(\*^^\*)」、「ゲゲゲの鬼太郎のお絵かきにはまりました。最初は子どものためでしたが、だんだんと本気に」——区社協に寄せられたエピソードの数々。

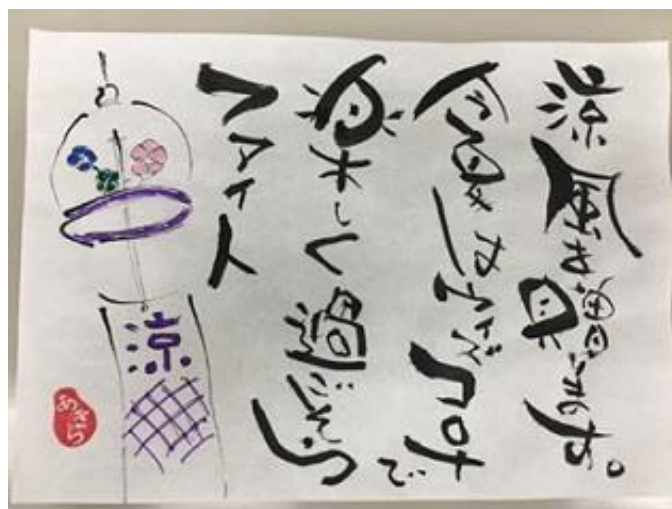
自粛生活から見えてくる人の強さや弱さ、そして温かさ。そのエピソードに、リハビリテーションの専門的視点からアドバイス・応援コメントを加え、ホームページで Share。エピソードを寄せていただいた方へは、自宅で温泉気分を味わえる入浴剤を進呈しています。

人々のエピソードにほっこりと共感できたり、新しい生活様式を取り入れた工夫から学んだり、今求められている「新しい生活様式」への不安や戸惑いを安心に変える取り組みです。

全世代の方のエピソードが見られるので、世代を超えて暮らしぶりを身近に感じたり、互いを理解するきっかけになったり、会えない中でもつながりを実感されています。

また、「こんな工夫ができるのか～」と自身の生活にあてはめて実践している方もいます。

さらに、民生委員による見守り活動の中で、声掛けのきっかけとするために、本プロジェクトのチラシを積極的に配布している地区もあります。



**未来の豊かなつながりアクション** 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」オンラインサロン part2のご案内 ～新型コロナウイルス感染拡大下における ICT を活用したつながりづくり～

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人とが互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、ICT などコミュニケーションツールを活用したつながりづくりが社協の中でも注目されはじめていますが、オンライン会議等に参加経験がない社協の割合が多いのが実情です。

そのため、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、ICT を活用した取り組みを実施する社協・団体から、ツールの活用方法や工夫をうかがい、参加者と意見共有ができるオンラインサロンを開催します。

未来の豊かな  
つながり アクション

# オンライン サロン part2

～コロナ禍のICTを活用した  
つながりづくり～

地域でのつながりを継続するために2つの事例から  
ICTの活用方法などを意見交換しましょう！

**参加費  
無料**

**2020.10.13(火) 18:00-19:45**  
**ZOOM 事例報告 & 意見交換**

社協LINE公式アカウント  
開設を通じた  
新たなつながりづくり  
(東海村社会福祉協議会)

地縁をつなぐシニア支援型  
オンラインサロンサービス  
(UDワーク)

参加の流れ

- ①パソコン・スマートフォン等から申込フォームにアクセスし、参加申込をします。
- ②申込後に当日参加いただくZOOMのURL・ID・パスワードが届きますので、URLにログインして参加してください。

TEL:03-3581-4655  
E-mail:z-chiiki@shakyo.or.jp

【実施日時】 令和2年10月13日(火) 18時～19時30分

【実施方法】 Zoom 会議

【主な内容】 事例報告①「社協 LINE 公式アカウント開設を通じた新たなつながりづくり」  
(東海村社会福祉協議会)

事例報告②「地縁をつなぐシニア支援型オンラインサロンサービス」  
(UDワーク)

事例報告を踏まえたグループ討議

【参加費】 無料

【参加定員】 100名

【参加対象】 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、  
ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPO など

【申込方法】

下記申込フォームにアクセスし、参加申込します。

【申込フォーム】 <https://forms.gle/wM7VhCkjsV5BNg8W6>

【申込締切】 令和2年10月7日(水) ※定員になり次第、締切

※詳細はホームページ (<https://www.zcwvc.net/>) をご確認ください。

## 全社協からのお知らせ

### 全社協「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)の配信開始

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、全国の福祉現場では、日夜、福祉従事者が福祉サービスの利用者の皆様を支えています。

とくに新型コロナウイルス禍のもとで、感染症への予防対策とともに、福祉の支援を必要とする高齢者や障害のある人びと、子どもたち、そして生活に困窮する方々に支援を継続していくための新たな支援のあり方が問われています。

このような時にあって、全国のエッセンシャルワーカーの皆様へ、全国社会福祉協議会および関係大臣から、心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

#### 「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)

全国社会福祉協議会 会長

清家 篤

(収録日：2020年9月3日)

内閣府特命担当大臣（一億総活躍、少子化対策担当）

衛藤 晟一 様

(収録日：2020年9月7日)

内閣府特命担当大臣（全世代型社会保障改革、新型コロナ対策担当）

西村 康稔 様

(収録日：2020年9月11日)

全国社会福祉協議会 副会長

全国社会福祉法人経営者協議会 会長

磯 彰格

(収録日：2020年9月8日)

全社協 「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)

[https://www.shakyo.or.jp/tsuite/ouen\\_video.html](https://www.shakyo.or.jp/tsuite/ouen_video.html)

**地域福祉推進委員会「第2回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」(令和2年9月14日)**

令和2年9月14日、地域福祉推進委員会「第2回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」(WEB会議)が開催され、①介護サービス事業所の新型コロナウイルスへの対応状況、②令和3年度介護報酬改定に向けた対応について検討を行いました。

「介護サービス事業所の新型コロナウイルスへの対応状況」については、全国的に感染状況が拡大する中で、新型コロナウイルスへの対応状況下における各社協で実施する介護サービス等の事業経営に関する状況と今後想定される課題について委員間で意見交換を行いました。

今後の課題として、①介護事業所の職員にさまざまな行動制限等が課される中での人材確保、②介護サービス事業所でコロナが発生した際の具体的な対応方針、③市町村圏域における事業所間の連携、④保健所との連携等が挙げられました。

また、「令和3年度介護報酬改定に向けた対応」については、社会保障審議会介護給付費分科会で示された分野横断的なテーマ(①感染症や災害への対応力強化、②地域包括ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止の推進)及び、社協における実施率の高いサービス(①居宅介護支援・介護予防支援、②訪問介護、③訪問入浴介護、④通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護)の論点をもとに、令和3年度介護報酬改定に向けた要望書の作成に向けた検討を行いました。

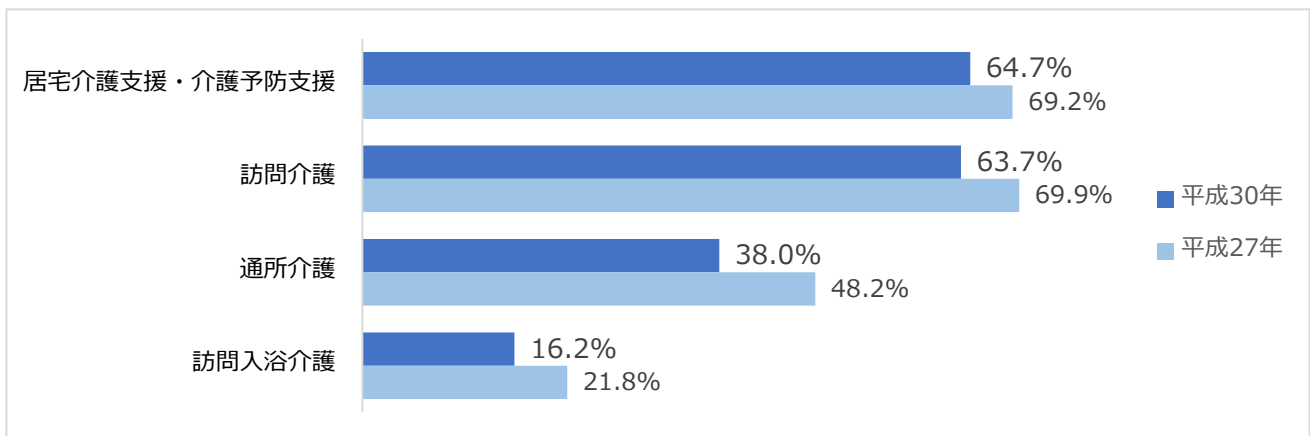
要望の中では、社協の提供する介護サービスが地域共生社会の実現に向けた取組に資することを強調していくことを確認しました。



次回、第3回幹事会は、10月27日(火)にWEB会議にて開催する予定です。

**【参考】平成27年及び平成30年社協における主な介護保険サービスの実施率**

平成27年：N=1,457社協、平成30年：N=1,512社協



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2015』、『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

## 厚生労働省委託事業「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」の第1回運営委員会（令和2年9月8日）

今年度、全社協地域福祉部では、厚生労働省委託事業「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」を受託し、各地域での総合的な権利擁護支援体制の構築を推進しています。

権利擁護支援を必要とする人の個別ニーズに応じて、早期の段階から任意後見・補助・保佐等の利用にむすびつくように身近な地域における中核機関、権利擁護センター等の相談体制の整備を図る必要があります。

そのため、「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」では、中核機関等のみで解決できない課題に対して、中核機関等からの二次的な相談等を受け、専門的な助言を行うことにより全国的な相談体制を強化することとしています。

あわせて、この事業では、一般市民や福祉専門職等を対象とした地方セミナーを開催し、任意後見・補助・保佐等を含めた成年後見制度の周知をより一層図ることとしています。

本事業を実施するにあたり、令和2年9月8日、成年後見制度に精通する学識経験者や中核機関、地方自治体、都道府県社協、市区町村社協等の成年後見制度の実務者、当事者団体、専門職団体等から構成する「運営委員会」の第1回目の会合を開催しました。

会議では、事業実施に向けて、①市区町村の担当者や中核機関等の職員を対象とした相談窓口の整備、②任意後見・補助・保佐制度に関する国民・福祉専門職の理解を促進するための地方セミナーの開催について、委員間で意見交換を行いました。

## 制度・施策等の動向

### 厚生労働省「社会福祉法人指導監査実施要綱の改正」（施行日：令和2年9月11日）

令和2年9月11日、厚生労働省は、所轄庁が社会福祉法人の指導監査を行う際の監査事項やチェックポイント等を示した「指導監査ガイドライン」の改正を主な内容とする「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について（令和2年9月11日子発0911第2号、社援発0911第2号、老発0911第2号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を发出了しました。

「指導監査ガイドライン」の主な改正内容は以下のとおりで、令和2年9月11日から適用されます。

- 定款や報酬の支給基準について、(独)福祉医療機構の「財務諸表等電子開示システム」による公表も認められているが、記載がないため追記。
- 平成28年11月11日の事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」問21及び38で示していたとおり、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問会計士及び顧問税理士については、評議員又は監事に選任することは適当でないこと（一般論のアドバイスにとどまる契約を除く）を着眼点に追記。
- 評議員会の決議の省略を行った場合に評議員を出席とみなして差し支えない旨を着眼点に明記（理事及び監事も同旨改正）。
- 平成28年改正社会福祉法附則第10条の規定による小規模法人の評議員の数の経過措置について、令和2年3月31日に経過措置が終了したため記載削除。
- 評議員会等の開催に当たって確保すべき日数について、評議員会及び理事会の招集日はそれらの開催日から1週間（中7日間）以上前、評議員会の開催日は理事会の開催日から2週間（中14日間）以上前である旨をそれぞれ着眼点に明記。
- 定時評議員会に提出された事業報告について、理事による報告を要することを着眼点に追記。
- 積立金を積み立てずに積立資産を計上することができる場合の取扱いについて補足。

なお、同日、パブリックコメントの回答が公表され、理事会と評議員会の開催日について2週間以上の間隔を確保することについて、今回の改正では、従来からの運用上の取扱いを明確化したものであるという見解が示されました。

パブリックコメントの内容	厚生労働省の回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正案において『定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する』とあるが、法令上、定時評議員会を招集する理事会を2週間前に行わなければならない明確な定めはないので、削除すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘のとおり、理事会と評議員会の開催日について2週間以上の間隔を確保することにつき、法令上明確な定めはありません。</li> <li>● しかしながら、評議員会が理事会による法人運営を監視するなどの役割を担い、両者の適切な牽制関係を確認するという制度の趣旨から、評議員に対し、理事会の最終的な意思決定たる「承認」を受けた計算書類等を事前に確認させることとしているものであり、本改正案は従来からの運用上の取扱いを明確化したものであることから、今回は原案のとおりとさせていただきます。</li> <li>● なお、こうした運用上の取扱いは、一般社団法人等も同様のルールとなっているものと承知しています。</li> </ul>

厚生労働省 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（最終改正：令和2年9月11日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000666509.pdf>

e-Gov 「指導監査ガイドラインの一部改正（案）の御意見募集（パブリックコメント）について」の結果について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200153&Mode=2>



## 厚生労働省「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」（令和2年9月11日）

令和2年9月11日、厚生労働省は、「第25回社会保障審議会福祉部会」（令和2年7月15日）の議論を踏まえて整理し、パブリックコメントを実施してとりまとめた「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」を公表しました。

このガイドラインは、希望する社会福祉法人が事業展開を円滑に取り組めるよう、事業展開の種類と期待される効果や、合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点についてとりまとめたもので、「1. はじめに」、「2. 社会福祉法人を取り巻く現状と課題」、「3. 社会福祉法人の事業展開と期待される効果」、「4. 合併・事業譲渡等の手続きと留意点」の4部で構成されています。

「3. 社会福祉法人の事業展開と期待される効果」では、事業展開の主な手法では、全国各地で展開されている「法人間連携」が挙げられており、その現状分析として、「**社会福祉協議会**を通じた連携が行われ、地域づくりの一翼を担っている」と記されています。

また、同日、パブリックコメントの回答が公表され、ガイドラインでは、譲渡しの相手方の法人種別を問わず、該当する資産に関して適切な評価を求めており、これは社会福祉法人間における事業譲渡においても適用されることが確認されました。

パブリックコメントの内容	厚生労働省の回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産を譲渡する際の留意点において「社会福祉法人の持つ資産は、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討する必要がある」という記載や不適切な事例の記載においては、相手方の法人が社会福祉法人か持分権のある法人（株式会社など）かの区別なく書かれているが、これらの記載は社会福祉法人間における事業譲渡にも例外なく適用されるわけではないという趣旨でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイドライン p.10 ウについては、譲渡しの相手方の法人種別を問わず、該当する資産に関して適切な評価を求めていますので、社会福祉法人に対する譲渡しの場合も適用されません。</li> </ul>

加えて、同日、令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」において、みずほ情報総研株式会社が作成した実務担当者向けマニュアル「合併・事業譲渡等マニュアル」の周知が図られています。

**厚生労働省** 社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの策定について（周知依頼）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000668616.pdf>

**厚生労働省** 合併・事業譲渡等マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000668617.pdf>

**e-Gov** 「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）の御意見募集（パブリックコメント）について」の結果について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200152&Mode=2>

## 厚生労働省「社会福祉法人会計基準の改正」（令和2年9月11日）

令和2年9月11日、厚生労働省は、社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令を公布しました。

今回の改正は、厚生労働省「社会福祉法人会計基準検討会」において、合併・事業譲渡等の組織再編に関する会計処理の整理を行ったことを踏まえ、公表対象である計算書類の注記事項について、「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を追加するものです。

令和3年4月1日から施行され、令和3年度決算分から適用されます。

また、同日、厚生労働省は、今回の省令改正を踏まえ、通知「「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について」（令和2年9月11日付子発0911第1号、社援発0911第1号、老発0911第1号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を发出了しました（令和3年4月1日より適用）。

### 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記

※ 全社協地域福祉部整理

#### ア 合併の注記

##### ① 合併の概要

- 合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類（吸収合併又は新設合併）並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称

##### ② 採用した会計処理

##### ③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間

##### ④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

- ##### ⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容

#### イ 事業の譲渡の注記

##### ① 事業の譲渡の概要

- 事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日

##### ② 採用した会計処理

##### ③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間

##### ④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

#### ウ 事業の譲受けの注記

##### ① 事業の譲受けの概要

- 事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けた事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日

##### ② 採用した会計処理

##### ③ 計算書類に含まれている譲受けた事業の業績の期間

##### ④ 譲受けた事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

**厚生労働省** 社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令(令和2年9月11日厚生労働省令第157号)  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200911Q0020.pdf>

**厚生労働省** 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（最終改正：令和2年9月11日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000666333.pdf>

**e-Gov** 「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（案）の御意見募集（パブリックコメント）について」の結果について  
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200150&Mode=2>

**e-Gov** 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについての一部改正（案）の御意見募集（パブリックコメント）について」の結果について  
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200151&Mode=2>

## 厚生労働省「会計監査及び専門家による支援等のQ&A」（令和2年9月11日）

令和2年9月11日、厚生労働省は、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人による「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」（財務会計事務処理体制向上支援）等に関するQ&A（計15問）をまとめた事務連絡「会計監査及び専門家による支援等について」のQ&Aを発売しました。

### 「会計監査及び専門家による支援等について」のQ&A

※ 全社協地域福祉部整理

問1 専門家が、「財務会計事務処理体制向上支援」を行った場合に、法人に対し、報告はいつまでに行うべきか。また、監事が監査報告として活用する場合の報告はいつまでに行うべきか。

(答)

本支援業務については、特段の報告期限は定められていない。

また、監事が監査報告として活用できる報告期限についても、各法人において設定して頂くこととなる。

問2 法人が財務会計事務処理体制向上支援を受けた場合、報告書をいつまでに所轄庁あて提出すべきか。

(答)

社会福祉法第59条の規定による所轄庁への届出と併せて行うこと。

なお、当該報告書の提出については、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの「附属明細・監事監査報告・事業計画書・事業報告書等」内の「その他の必要な事項」にアップロードする方法によっても可能である。

問4 財務会計事務処理体制向上支援報告書のチェック項目に記された内容の適否に応じて、所轄庁における指導監査の周期延長等の取扱いが変わるのか。

(答)

財務会計事務処理体制向上支援については、本支援を受けることにより、法人の事務処理体制の現状の課題を把握し、改善の契機とすることが重要である。このため、所轄庁は、チェック項目の内容の適否のみならず、法人の改善に向けた取組等を総合的に判断し、指導監査の周期延長等の取扱いを検討されたい。

【参考】財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援（財務会計事務処理体制向上支援）

- 社会福祉法人の受ける「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」（財務会計事務処理体制向上支援）は、社会福祉法人と公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人との間で締結する契約に基づき、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人により「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」に記載された支援項目の確認及びその事項についての所見を受けるもの。

厚生労働省 「会計監査及び専門家による支援等について」のQ&Aの送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000670431.pdf>

厚生労働省 会計監査及び専門家による支援等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000666510.pdf>

**厚生労働省「社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業（案）」に関するパブリックコメント（締切：令和 2 年 10 月 8 日）**

令和 2 年 9 月 9 日、厚生労働省は、改正社会福祉法における「重層的支援体制整備事業」に関するパブリックコメントを開始しました（締切：令和 2 年 10 月 8 日）。

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項各号に掲げる事業を一体のものとして実施することとされており、同項第 3 号に掲げる事業については、地域住民同士の交流の場や居場所づくりを行う各法の事業が掲げられています。

同項第 3 号に掲げる事業のうち、一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する一般介護予防事業をいう。）については、同事業のうち地域住民の居場所づくりに係るものとして「厚生労働大臣が定めるもの」が重層的支援体制整備事業の対象となることから、これを規定するため厚生労働大臣告示を制定するものです。

今回の告示案では、「厚生労働大臣が定めるもの」は、「介護保険法施行規則第 140 条の 64 第 2 号ハに掲げる事業」（介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業）とすることとされています。

**重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項）**

※ 厚生労働省作成資料をもとに全社協地域福祉部整理

号数		機能	既存制度の対象事業等
第 1 号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第 2 号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	
第 3 号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち「厚生労働大臣が定めるもの」（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
	柱書き		【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第 4 号		アウトリーチ（訪問）支援 継続的に繋がり続ける機能	
第 5 号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	
第 6 号		支援プランの作成	

e-Gov 「社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業（案）」に関する御意見募集（パブリックコメント）について  
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200209&Mode=0>  
 地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 全社協地域福祉部研修動画サイト  
<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/index.html>

※ 「重層的支援体制整備事業」について行政説明の中で解説しています。

※ 「ID : webinar2020」「PASS : zchiiki4655」を入力すると視聴することができます。

## 厚生労働省「第 185 回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和 2 年 9 月 14 日）

令和 2 年 9 月 14 日、「第 185 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、前回に引き続き、令和 3 年度介護報酬改定に向けた分野横断的なテーマについて検討が行われました。

今回のテーマは、自立支援・重度化防止の推進であり、①介護の質の評価と科学的介護の推進、②リハビリテーション・機能訓練等、③口腔・栄養、④重度化防止の推進等に関して以下の論点が示されました。

### 令和 3 年度介護報酬改定に向けた自立支援・重度化防止の推進に関する論点（令和 2 年 9 月 14 日）

※ 全社協地域福祉部整理

#### ① 介護の質の評価と科学的介護の推進

- 今後、VISIT・CHASE 等により介護の質の評価と科学的介護を推進し、介護サービスの質の向上を図っていくため、
  - 現行の VISIT におけるデータ提出とフィードバックにより PDCA サイクルを推進し、ケアの質の向上につなげる仕組み（リハビリテーションマネジメント加算）、
  - VISIT・CHASE のデータ収集項目や、これらの項目と関連する現行の加算、
  - 現場におけるデータ提出等取組に係る負担も踏まえながら、どのような方策が考えられるか。

#### ② リハビリテーション・機能訓練等

- 各リハビリテーション・機能訓練等について、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めていく上で、現行の ADL 維持等加算や介護老人保健施設の評価体系等も踏まえながら、
  - ストラクチャー、プロセス、アウトカムの評価の適切な組み合わせ
  - 要介護者の ADL 等の維持改善を進める観点から、どのような方策が考えられるか。
- ADL 維持等加算や社会参加支援加算等について、現状の取得状況や課題も踏まえながら、取組を進めていく上でどのような方策が考えられるか。

#### ③ 口腔・栄養

- 口腔健康管理や低栄養状態の改善は、健康寿命の延伸や QOL の向上にも重要であるが、
  - 介護保険施設において、より入所者の状態に応じた丁寧な口腔・栄養管理を効果的・効率的に行うためには、どのような方策が考えられるか。
  - また、居宅要介護高齢者について、個々の口腔・栄養状態を効率的に把握し、口腔機能低下や低栄養状態のリスクがある者を適切な口腔・栄養改善の取組につなげていくためには、どのような方策が考えられるか。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組は、一体となって運用されることでより効果的な自立支援・重度化予防につながることを期待されるが、どのような方策が考えられるか。

#### ④ 重度化防止の推進等

- 利用者が要介護状態となっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、廃用の悪循環を断ち切り、寝たきりとなることを防止する観点から、医療系サービスの利用や日々の過ごし方などをマネジメントし、適切に離床、リハビリテーション、介護等を行う方策として、どのようなことが考えられるか。
- 排せつ支援加算や褥瘡マネジメント加算について、質を上げて介護施設における取組を推進するため、
  - 加算を実施したことに伴う状態改善や
  - 施設間の評価尺度の標準化を進める観点から、どのような方策が考えられるか。

厚生労働省 第 185 回社会保障審議会介護給付費分科会  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13472.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13472.html)

## 情報提供・ご案内

### 全社協出版部「月刊福祉 10月号（特集：SDGsは福祉に何をもたらすか）」のご案内

今号の特集は、「SDGsは福祉に何をもたらすか」です。

2015年に国連サミットで採択されたSDGsは、日本においても福祉を含むすべての分野において、活動の指針となり得るものです。社会保障制度のみならず、地球全体の持続可能性が問われているなかで、福祉関係者は、誰一人取り残さない支援を実現するために、今後どのようにSDGsを組み込みながら事業を展開し、利用者への支援を行っていく必要があるかを考察します。

また、視点「これからの社会福祉の展望」では、同志社大学社会学部の永田 祐 教授が「包括的な支援体制をどう構築するか—『社会福祉法』改正を受けて」と題し、令和2年6月に改正された社会福祉法で新たに規定された「重層的支援体制整備事業」について分かりやすく解説しています。

#### ▼特集▼SDGsは福祉に何をもたらすか

【インタビューⅠ】SDGsで社会はどう変わるか

「SDGsとは何か、社会はどう変わるのか」

国谷 裕子（ジャーナリスト）

熊田 佳代子（NHKエデュケーショナル 専任部長・プロデューサー、本誌編集委員）〔聞き手〕

【インタビューⅡ】SDGsをどう活用するか—経済界の取り組みより

長澤 恵美子（一般社団法人日本経済団体連合会 SDGs本部統括主幹）

【レポート】SDGsにつながる実践がもたらすものとは

I 「人のチカラ」に着目した福祉分野におけるSDGsの実践

—SDGs未来都市（小田原市）がめざす持続可能な地域社会

加藤 和永（小田原市 企画部企画政策課企画政策係 係長）

II 地域に向けた社会福祉法人の取り組み

—SDGsを地域共生社会の実現と関連づけながら

石渡 健太郎（社会福祉法人東京光の家 理事長）

III 福島復興とSDGs

富永 美保（特定非営利活動法人しんせい 理事長）

IV 生協におけるSDGsの受容と展開について

新良貴 泰夫（日本生活協同組合連合会 組織推進本部社会・地域活動推進部 サステナビリティ推進グループ）



#### ▼視点▼これからの社会福祉の展望

I 「包括的な支援体制をどう構築するか—『社会福祉法』改正を受けて」

同志社大学社会学部 教授 永田 祐

II 「成年後見制度のこれから—中間検証を受けて」

法テラス埼玉法律事務所 シニア常勤弁護士 水島 俊彦

福祉の本 出版目録 月刊福祉（2020年10月号）

[https://www.fukushinohon.gr.jp/\\_surl/246](https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/246)